設計書(作業)

設計年月:令和　8年　9月

作　業　名	減圧弁分解整備(市街地)
作　業　場　所	南区久世東土川　地内　東土川減圧弁　他2か所
完　成　期　限	令和　9年　3月　15日
発　注　者	京都市上下水道局

減圧弁分解整備(市街地)　　費用内訳書

名　　称	形　　状	数　量	単 位	単　　価	金　　額	摘　　要
直接費		1	式			第1号内訳書
間接費		1	式			第2号内訳書
請負原価						
諸経費		1	式			
作業価格						
消費税及び地方消費税相当額		1	式			消費税 10 %
作業費計						

直　　接　　費

第1号内訳書

名　　称	形　　状	数　量	単 位	単　　価	金　　額	摘　　要
材料費		1	式			第1号内訳明細書
労務費		1	式			第2号内訳明細書
計						

間　接　費　1　ページ

第2号内訳書

名　称	形　状	数　量	単 位	単　価	金　額	摘　要
廃材処分費	処分重量:約246kg	1	式			
廃材運搬費	運搬距離:68km	1	式			
交通誘導警備員B		4	人			
交通誘導警備員B	(夜間)	3	人			
計						

材　料　費　1　ページ

第1号内訳明細書

名　称	形　状	数　量	単 位	単　価	金　額	摘　要
1. 東土川減圧弁分解整備	MRF-100型(V)，φ200					
ピストンパッキン		1	個			
カバー用Oリング		1	個			
バルブシート		1	個			
消耗雑パッキン		1	式			
ダイヤフラム型パイロット用交換部品		1	式			
ピストン		1	個			
ライナー		1	個			
圧力計	元コック付	2	組			
雑材料費		1	個			
計						

材　料　費　2　ページ

第1号内訳明細書

名　称	形　状	数　量	単 位	単　価	金　額	摘　要
2.小塩減圧弁ストレーナー等取替 ※減圧弁整備(MRF-100(V)φ100)含む	SU-1，φ100，1台					
SU-C型ストレーナーφ100	SU-1後継機種	1	台			
接続材	パッキン、フランジ、ボルト含む	1	式			
ピストンパッキン		1	個			
カバー用Oリング		1	個			
バルブシート		1	個			
消耗雑パッキン類		1	式			
パイロット弁用交換部品	ダイヤフラム型	1	式			
雑材料費		1	式			
計						

材　料　費　3　ページ

第1号内訳明細書

名　称	形　状	数　量	単 位	単　価	金　額	摘　要
3.今熊野減圧弁取替	MRC-100，φ150，1台					
伸縮管	タイヨージョイント	1	台			
ニードル弁		1	個			
全開弁		1	個			
2次側小配管	SUS304+C3771B	1	式			
ピストンパッキン		1	個			
カバー用Oリング		1	個			
バルブシート		1	個			
消耗雑パッキン		1	式			
ピストン型パイロット用交換部品		1	式			
ダイヤフラム型過少パイロット用交換部品		1	式			
SU-C型ストレーナー用カバーOリング		1	個			
圧力計	元コック付	2	組			
雑材料費		1	式			
計						

労　務　費　1　ページ

第2号内訳明細書

名　称	形　状	数　量	単 位	単　価	金　額	摘　要
減圧弁分解整備	φ100，試運転調整含む	1	箇所			
減圧弁用ストレーナー取替	φ100，試運転はφ100減圧弁整備に含む	1	箇所			
【夜間】減圧弁分解整備	φ200，試運転調整含む	1	箇所			
減圧弁分解整備	φ150，整備のみ	1	箇所			
減圧弁取替	φ150 運搬・斫り・試運転調整・既設撤去・新設据付に伴う解体費含む	1	箇所			
計						

配 水 管 理 事 務 所

作 業 一 般 仕 様 書
（ 委 託 ）

令和７年１２月

京 都 市 上 下 水 道 局

配水管理事務所　作業一般仕様書（委託）

第１　総則

１　適用範囲

この仕様書は、京都市上下水道局（以下「発注者」という。）水道部配水管理事務所等が発注する「作業」に適用する。

「作業」とは、建設改良工事以外の点検整備、減圧弁分解整備及びその他修繕・委託等をいう。

「作業」は、本作業一般仕様書、特記仕様書、費用内訳書及び添付図面（以下「仕様書等」という。）並びに契約書に従い履行しなければならない。

２　監督員

発注者は、監督員（統括監督員、主任監督員、担当監督員）を選定し、受注者に通知するものとする。監督員を変更したときも、同様とする。監督員は、次の各号に掲げる権限を有する。

⑴　作業の施工についての受注者又は現場責任者に対する指示、承諾又は協議。

⑵　仕様書等に基づく作業の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図書（計算書、製作図等）の承諾。

⑶　仕様書等に基づく作業工程の管理、立会い、作業の施工状況の検査又は使用材料の試験若しくは検査（確認を含む）。

３　疑義

仕様書等に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

４　法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従わなければならない。

５　単位

使用する単位は、国際単位系（SI）を標準とする。

６　受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

⑴　作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用。

⑵　品質管理に伴う各種の試験及び検査に必要な費用。

⑶　発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償。

⑷　官公署などに対する届出などの手続に必要な費用。
⑸　その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用。

7　官公署への手続の代行

受注者は、作業の履行に当たり、関係官公署及び地区電気事業者などへの届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

8　作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

⑴　受注者が発注者の指示に従わないとき。
⑵　受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。
⑶　その他必要が生じたとき。

9　仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

10　現場責任者

⑴　受注者は、現場責任者を定め、第 11 項（1）に基づき発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更するときも、同様とする。
⑵　現場責任者は、作業期間中現場に常駐し、作業の指揮、監督及び作業現場の安全管理を行うこと。

なお、上記の作業期間中とは、実際に現場で作業を行う期間を指す。

⑶　発注者は、主任技術者を不適当と認めた場合、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

11　提出書類

「第２　受注者提出書類一覧」に掲げる書類を監督員の指示に従い作成し、提出しなければならない。

また、以下の着手関係書類については、契約決定後、本市の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで。以下「休日」という。）を除き 10 日以内に次の書類を監督員に提出しなければならない。

⑴　現場責任者届（様式 1）
⑵　経歴書（様式 2）（現場責任者の直接雇用関係を示す書類を含む）
⑶　工事工程表

12　電子納品

受注者は、電子納品を希望することができる。ただし、作業記録写真及び監督員の指示した書類については、電子データでも提出しなければならない。

なお、電子データの整理方法等については監督員と協議のうえ、決定するものとする。

13　就業時間

就業時間は、休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（午後 0 時から午後 1 時までを除く）とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ監督員に願い出て承諾を受けなければならない。

14　保護養生

受注者は、作業の実施に当たり、既設施設を汚損又はこれらに損傷を与えるおそれがあるとき又は、落下物のおそれがあるときは、適切な保護養生を行わなければならない。

15　安全衛生管理など

受注者は、作業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守し、労働環境の安全衛生及び災害防止を図らなければならない。

⑴　労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行わなければならない。

⑵　施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意しなければならない。

⑶　作業中は、必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理清掃を行わなければならない。特に、歩行者の安全対策については、特記仕様書の指示事項を遵守し、安全確保に努めなければならない。

⑷　発注者は、必要に応じて、業務に従事するものの検便検査結果、その他の衛生検査結果の提出を求めることがある。

⑸　作業中に事故が発生した場合、直ちに監督員に連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出しなければならない。

16　環境保全

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正建設省経機発第 58 号）、関連法令及び仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、作業計画及び作業の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

17　臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。天

災等に伴い、作業目的物の品質・出来形の確保及び完成期限の遵守に重大な影響があると認められるとき、発注者は、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

18　測定

⑴　受注者は、仕様書等に従い測定を行うときは、校正有効期限内の測定機器を用い、測定機器名、測定者、校正有効期限及び測定を行った日付等を併せて報告しなければならない。

⑵　受注者は、測定機器について国家標準につながる校正を行ったことを示す証明書を報告書に添付しなければならない。

19　作業日報

受注者は、作業日報を作成し提出しなければならない。

ただし、特記仕様書で不要とした場合は、この限りではない。

20　完成図書

⑴　作業報告書

受注者は、作業報告書の作成及び提出に当たっては、以下の要領により実施しなければならない。

ア　作業報告書には、作業結果の概要、短期的な作業対象の一部更新や修理の必要性及び中長期的な更新計画の提案などの留意事項をまとめた所見を記載する。

イ　作業によって得たものを含め、所見を作成するに当たって使用したデータや良否判定基準などを分かりやすくまとめて添付する。

⑵　作業記録写真

受注者は、作業の記録写真の撮影及び提出に当たっては、以下の要領により実施しなければならない。

なお、デジタル記録写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（令和３年３月２６日付け国技建管第２１号）及び「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（令和 5 年 3 月 15 日付け国技建管第 6 号）に基づき実施しなければならない。

ア　写真撮影に当たっては、作業名、作業種別又は状況などを記載した作業用板を被写体とともに写す。

イ　写真撮影に当たっては、着手前、施工中、完成後等、進行状況に応じて作業種別ごとに撮影する。

ウ　写真は、フルカラーとする。

エ　画素数は 130 万画素を標準とするが、撮影対象が鮮明であれば異なる画素数でも問題ないものとする。

オ　提出に当たっては、紙などの印刷物の場合は、記録写真内の被写体や文字が鮮明に見える画質とする。また、電子データの場合は、記録写真は１枚ごとの JPEG ファイルとし、写真帳はまとめて１つのファイルとする。

⑶　完成図

受注者は、作業によって既存の完成図等の内容と相異が生じる部分が発生した場合、完成図等の内容の追加及び修正を実施しなければならない。ただし、この追加および修正は、監督員の指示があった場合に行うものとする。

21　支給材料の取扱い

発注者から支給する材料は、仕様書等に定められたとおり使用しなければならない。

なお、支給品は受注者の責任において管理し、管理不十分のため使用不能となった場合には、受注者の負担とする。

22　材料の規格

使用材料は、全て、日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）などに適合しなければならない。また、JIS 相当品など同等又はこれより適格な材質のものがあれば監督員の承諾を得て、使用することができる。

23　産業廃棄物

作業において発生した産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分しなければならない。また、当該廃棄物については、電子マニフェスト又は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）により適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に原本を提示し、確認を受けること。

なお、最終処分が完了したことの証明が完成検査の日までに間に合わない場合は、「マニフェスト提示誓約書」を提出すること。

24　過積載防止処置等

違法な過積載運行を防止するため、受注者は以下を遵守しなければならない。

なお、再委託等の受託者にも十分に指導しなければならない。

⑴　積載重量制限を超えて土砂等を積み込んではならない、また積み込ませてはならない。

⑵　さし枠装着車、不表示車に土砂等を積み込んではならない、また積み込ませてはならない。

⑶　過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにしなければならない。

⑷　取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じなければならない。

⑸　建設発生土の処理、骨材の購入等に当たって、処理に関わる事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにしなければならない。

25　契約不適合責任

⑴　完成検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、整備目的物に欠陥・不備が発見されたときは、発注者が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。

なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。

⑵　受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、発注者は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

26　資材・労務等の調達

本作業に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めなければならない。

27　検査

発注者は、仕様書等に基づき、次に掲げる検査の全部又は一部を実施する。

⑴　部分検査

受注者は、部分払の請求を行った場合、必要に応じて監督員及び受注者立会いのうえ部分検査を受けなければならない。

⑵　完成検査

受注者は、本作業終了後、必要に応じて監督員及び受注者立会いのうえ完成検査を受けなければならない。

⑶　随時検査

必要に応じて受注者立会いのうえ、監督員による検査を実施する。

⑷　その他必要な検査

28　個人情報の取扱い

受注者は、「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」により適正に個人情報を取扱わなければならない。ただし、個人情報を取扱わない作業については、この限りではない。

第２　受注者提出書類一覧

１　受注者が発注者に提出する書類は下表のとおりとする。ただし、特記仕様書に提出書類についての記載がある場合は、特記仕様書が優先する。

２　受注者は、下表及び特記仕様書に記載のない書類についても、監督員から指示された書類については、逐次提出しなければならない。

3　提出書類の様式については監督員の指示に従うこと。

なお、様式は原則として京都市上下水道局のウェブサイトに掲載されている様式を使用すること。また、様式の読替え等については監督員の指示に従うこと。

区分	書式名	部数	摘要
着手前	工事工程表	1	
	現場責任者届	1	（様式 1）
	現場責任者の直接雇用関係を示す書類	1	
	経歴書	1	（様式 2）
	資格者証の写し	1	
	再委託承諾申請書	1	再委託のある場合
	再委託の承諾に係る確認書類	1	必要に応じて
	業務体系図	1	再々委託のある場合
	産業廃棄物処分業許可証の写し	1	産廃がある場合
	産業廃棄物処理委託契約書の写し	1	産廃がある場合
施工中	工事打合簿	2	必要に応じて
	承諾申請書	2	
	作業日報	1	特記仕様書で不要としていない場合は、提出
	受渡確認票	提示	電子マニフェスト
	マニフェスト	提示	紙マニフェストの場合
	マニフェスト提示誓約書	提示	マニフェストの提出が遅れる場合
	集計表（産業廃棄物）	1	
契約変更時	工期延長請求書	2	工期の延期を請求する場合
部分検査時	第　回部分検査請求書	1	部分(検査)支払いがある場合
	第　回部分出来高（請求）内訳書	1	部分(検査)支払いがある場合
完成時	完成通知書	2	
	請求書	1	
	完成図書	1	
	受入伝票（計量証明書等）	1	有価物がある場合
	測定機器等の校正を証明する資料	1	測定機器がある場合
	作業記録写真	1	
	電子成果品	1	

（様式　1）

現　場　責　任　者　届

令和　　年　　月　　日

京都市公営企業管理者
　上下水道局長　様

受託者　住所
　　称号又は名称
　　代表者名

下記のとおり決定しましたので報告します。

1　委託業務名

2　委託場所

3　現場責任者
　（経歴は別紙のとおり）

4　主任技術者
　（経歴は別紙のとおり）

（様式　2）

経　歴　書

令和　　年　　月　　日

京都市公営企業管理者
　上下水道局長　様

仕様書に基づき、　□　現場責任者
　□　主任技術者　　の経歴書を提出します。

1　住所

2　氏名

3　生年月日　　年　　月　　日

4　採用年月日　　年　　月　　日

5　資格

年　　月　（　　）
年　　月　（　　）

6　職歴

年　　月　（　　）
年　　月　（　　）
年　　月　（　　）

7　工事経歴

年　　月　（　　）
年　　月　（　　）
年　　月　（　　）

注１　資格については、法令による免許・資格等の名称、等級、種別及び登録（合格番号）を記載し、それを証明する書面の写しを添付すること。
注２　□内には、該当する項目に✓を記入すること。

特　記　仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

建設リサイクル法	
□ 適　　用	☑適 用 外

１　一般事項

本特記仕様書に記載のない事項については、配水管理事務所作業一般仕様書（委託）（令和7年12月）による。

２　作業概要

本作業は、安定給水及び事故防止を図るため、減圧弁を分解整備するものである。

３　作業場所及び対象機器

京都市南区久世東土川　地内　東土川減圧弁　他２か所

詳細は別紙１を参照のこと。

４　完成期限

令和 9年 3月15日とする。

５　分解整備内容

(1)　弁本体、ニードル弁、パイロット弁、並びにストレーナ等を分解・洗浄・点検し、指定された部品を取替えること。取替部品については、現在品と同等またはそれ以上の新品を使用すること。

(2)　施工上はつり作業が必要な際は、監督員と協議のうえ、対応を決定すること。

(3)　減圧弁二次側設定水圧は、別紙を参照のこと。

(4)　必要に応じて各部の補修塗装を行うこと。

(5)　弁室の点検・清掃を行うこと。

(6)　減圧弁の分解整備後、試運転調整を行うこと。

(7)　今熊野減圧弁は、当局が支給する保管品「蓮華谷減圧弁（型式：MRF-100(X)、口径：φ150）」を受注者において整備し、既設減圧弁と取り替えること。なお、取付け後に正常動作しない場合は、既設減圧弁を再設置し、現状復帰すること。

６　その他

(1)　対象施設の運用に支障をきたさないよう、機器及び施設の運転について熟知した技術者が安全に十分注意して現地で作業を実施すること。

(2)　弁室に入る前には酸素濃度測定を必ず行うこと。

(3)　作業前は減圧弁の状態を確認し、異常がないことを確認すること。

(4)　作業中は必要に応じ、状況を監督員に報告すること。機器に故障が生じた時や故障の原因となる要件が判明した時は、監督員と協議を行ったうえで対応を決定すること。

なお、故障のうち、請負者の責任に起因すると認められるものについては、請負者の負担において修理又は取替を行うこと。

(5)　各日、作業開始時及び終了時は、監督員に連絡すること。また、作業の際は監督員と十分な打合せを実施し、作業時間は出来る限り短縮し、早期に復旧すること。

(6)　作業場所及びその付近は、常に整理整頓し、作業終了後は後片付け及び清掃を行うこと。

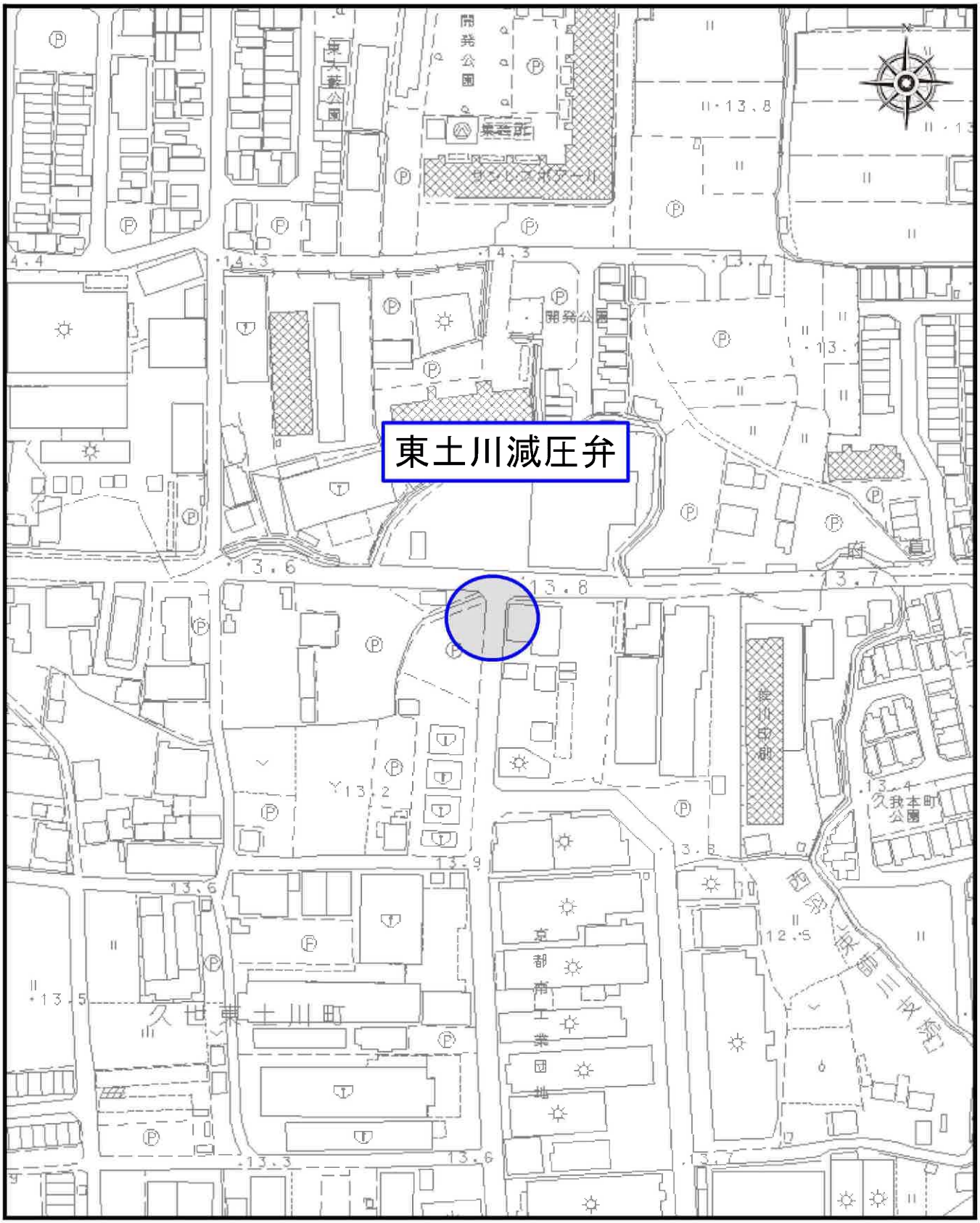
(7)　作業中、仕様書及び費用内訳書に明記されていない作業及び取替部品等が発生した場合は速やかに監督員に報告し、協議を行ったうえで指示に従うこと。ただし、軽易なものについては、請負者の負担により作業及び取替を行うこと。

(8)　本作業に要する工具・測定器具類等は請負者の負担において用意すること。また、局所有の設備等を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。
(9)　上水道施設であるため、衛生管理を徹底すること。
(10)　交通誘導員を配置し、交通整理及び歩行者保護等の事故防止に努めること。

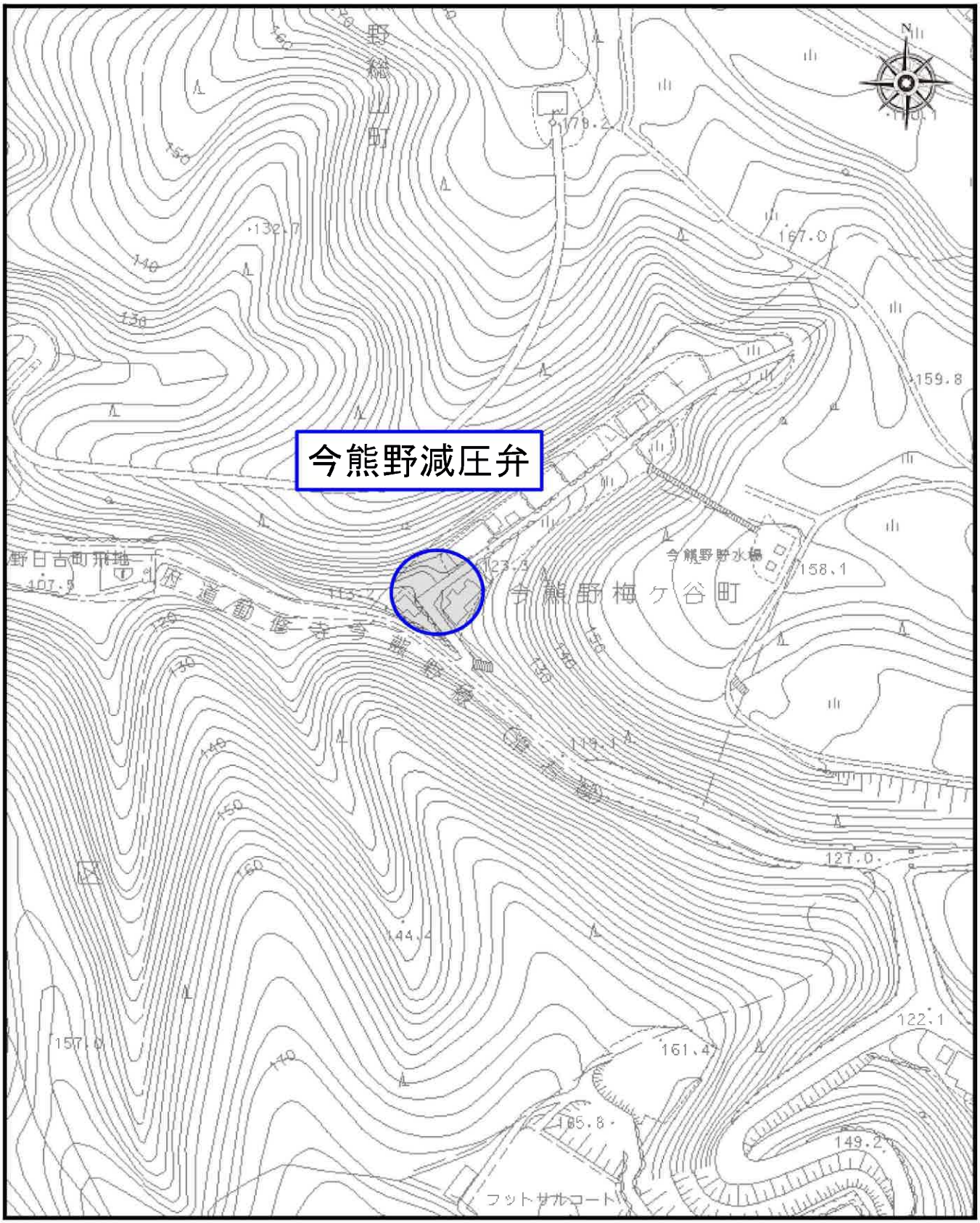
（別紙１）

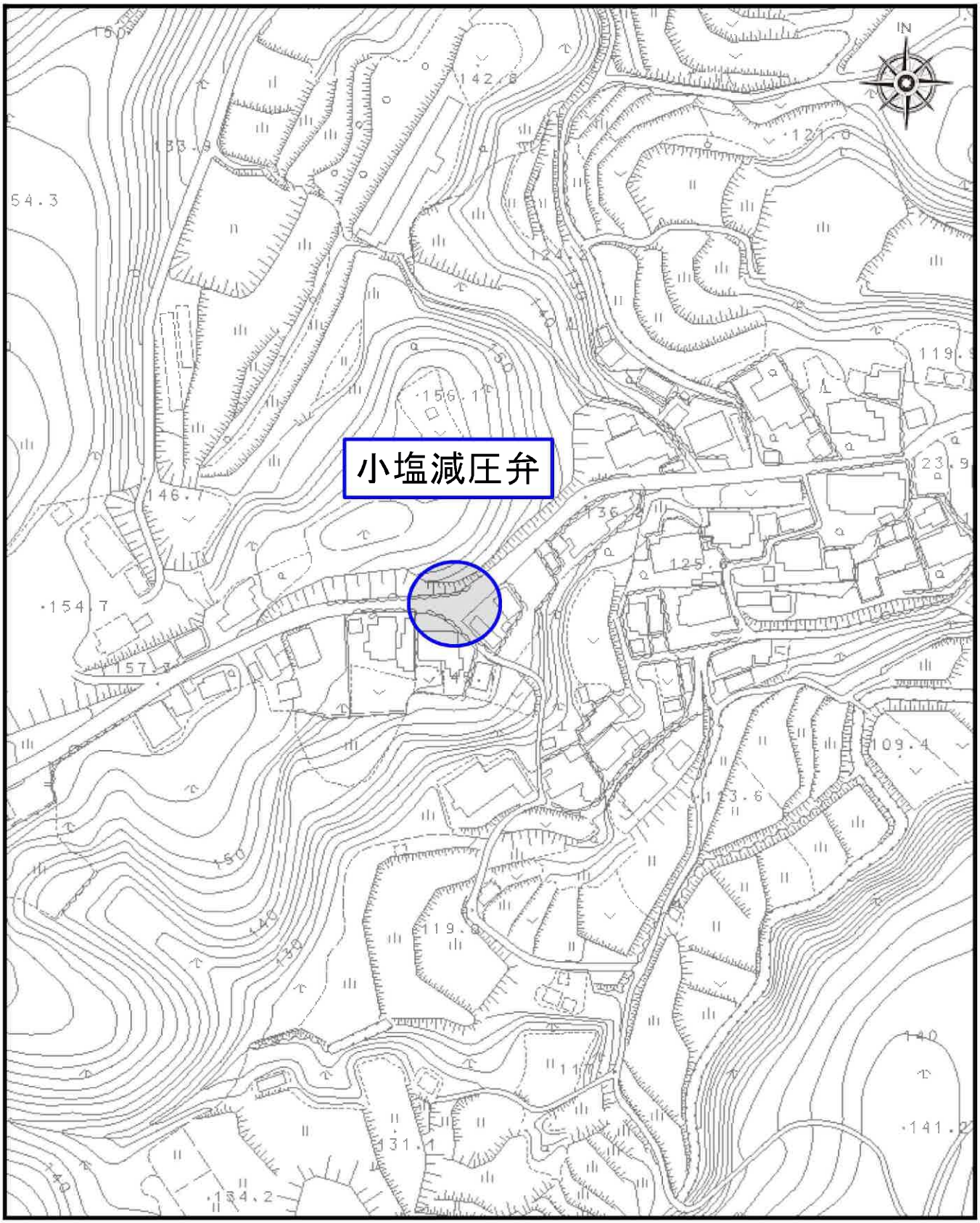
作業場所及び対象機器一覧

No.	減圧弁	所在地	型式	口径	設定二次圧	ストレーナ	製造者
1	東土川	南　区 久世東土川町	MRF-100	φ100	0.34MPa		森田鉄工所
2	今熊野	東山区 今熊野梅ケ谷町	MRC-100	φ150	0.20MPa	SU-C	森田鉄工所
3	小　塩	西京区 大原野小塩町	MRF(V)-100	φ100	0.34MPa	SU-1	森田鉄工所



京都市南区久世東土川　地内　東土川減圧弁　他２か所


今熊野減圧弁
今熊野梅ケ谷町
今熊野水槽
158.1
159.8
167.0
132.7
123.3
115.7
119.1
127.0
144.4
161.4
122.1
149.2
フットサルコート


小塩減圧弁
N